

串間市市制施行 70 周年記念事業ロゴマーク募集要項

串間市は、令和 6 年 11 月 3 日に市制 70 周年を迎えることから、令和 6 年度に各種記念事業を行う予定です。記念事業の実施にあたり、市制 70 周年を効果的に PR するため、記念事業共通のロゴマークのデザインを募集します。

1 募集内容

串間市市制 70 周年記念事業のシンボルとなるロゴマークのデザインを募集します。

2 串間市市制施行 70 周年記念事業の基本的な考え方

市制 70 周年を市民と行政が一体となって盛大に祝うとともに、長期総合計画の基本理念である「豊かな自然と共存し、みんなで創り育てる多様性と持続性のまちくしま」を実現し、SDGs のさらなる推進を図る。

3 使用目的

市制 70 周年に係る様々な広報媒体に使用され、告知や広報に活用されます。また、串間市の PR のために、企業や市民の皆様にも広く利用可能となる予定です。

4 ロゴマークの条件

- (1) 記念事業の基本的な考え方を踏まえて、市制 70 周年であることを印象づけるデザインとしてください。
- (2) デザインの中に串間市イメージキャラクター「といくん、みさきちゃん」及び「串間市 SDGs ロゴマーク」を使用することができます（それ以外の既存のキャラクターやロゴマーク等は使用しないでください。）。ただし、「といくん、みさきちゃん」の画像を使用する場合は、一般社団法人串間市観光物産協会への使用許可申請を行ってください。
- (3) ロゴマークはカラーとし、単色やモノクロでの使用や拡大・縮小での使用を考慮してください。

5 応募資格

串間市在住の方はもちろん、串間市出身の方や、串間市に思いのある方も、プロ・アマ・年齢を問わずどなたでもご応募いただけます。

6 募集期間

令和 5 年 9 月 1 日(金)から令和 5 年 10 月 31 日(火)まで(必着)

7 応募方法

- (1) 応募1通につき1作品とし、1人何点でも応募できます。
- (2) 作品の応募は、電子メールに必要事項を記載した応募用紙と作品を添付し、応募先メールアドレス宛にご提出ください。手書き作品の郵送、持参による応募も受け付けますが、手書きの作品が採用された場合は応募者と協議・確認を行い、作品を電子データへ変換します。
- (3) 電子データ作品は、解像度300dpi以上、ファイル形式はJPEGまたはPNGとし、データサイズは3MB以内、印刷した場合にA4に収まるものとします。
- (4) 作品の下地は白色としてください。ただし、採用後実際に使用される際には他の色が下地となる場合があります。
- (5) 作品の応募には必ず専用の応募用紙を使用してください。応募用紙は串間市公式ホームページよりダウンロードできます。また、総合政策課(市役所2階)においても配布します。
- (6) 「串間市SDGsロゴマーク」の画像は串間市公式ホームページから取得してください。

<https://www.city.kushima.lg.jp/main/info/cat17/sdgs/sdgs-3.html>

- (7) 「といくん、みさきちゃん」の画像を使用する場合は、串間市観光物産協会へお問い合わせください。

一般社団法人 串間市観光物産協会

宮崎県串間市大字西方5503-1 矢野不動産ビル2F1号

電話：0987-72-0479 FAX：0987-72-1134

Mail：kusi-kan@watch.ocn.ne.jp

営業時間 午前9：00～午後6：00 定休日：無休

8 応募先、お問合せ先

串間市市制施行70周年記念事業実行委員会事務局

(串間市役所2階 総合政策課内)

〒888-8555 串間市大字西方5550番地

電話：0987-55-1152(直通) Fax：0987-72-6727

Mail：kikaku@city.kushima.lg.jp

URL：<https://www.city.kushima.lg.jp/>

9 審査及び結果発表

- (1) 応募された作品は、選考委員会で審査し、令和5年12月末までに採用作品1点を決定します。
- (2) 審査結果については、採用された応募者に通知の上、採用作品を串間市公式ホームページなどで公表します。
- (3) 採用されなかった方へは通知を行いませんのでご了承ください。

- (4) 選考過程や選考結果、選考理由についてのお問い合わせには対応できませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 未成年者が受賞者の場合は、著作権に係る串間市への帰属了承も含め、各種手続きを保護者の方と行わせていただきます。
- (6) 採用作品の応募者には、令和6年11月に実施予定の記念式典にて表彰を行う予定です。

10 注意事項

- (1) 作品は、自作かつ未発表の作品に限ります。
- (2) 以下の応募は選考対象とはなりません。また、選考結果発表後に採用を取り消すことがあります。
 - ・ 公序良俗に反する作品
 - ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連する作品
 - ・ 特定の企業の営利活動を目的とする作品
 - ・ 特定の個人又は団体の名誉を傷つけるおそれがある作品
 - ・ 特定の人物をモチーフとする作品
 - ・ 応募内容に虚偽の記載があった場合
 - ・ 応募者の連絡先の記載がない場合や、応募者と連絡が取れない場合
 - ・ 受賞作品が既発表のもと同一もしくは類似している場合
 - ・ 第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがある場合
 - ・ 反社会的勢力等からの応募であると判明した場合
 - ・ 本募集要項に違反した応募がされた場合
- ※その他、応募作品を使用するにあたり疑義が生じた場合は、串間市と応募者で協議の上、決定するものとします。
- (3) 採用した作品に関する著作権等の一切の権利は、串間市に帰属します。
- (4) 応募作品は提出後に修正することはできませんが、採用後にロゴマークを使用する上で必要な修正・加工を行っていただく場合があります。
- (5) 応募にかかる費用は応募者の負担とし、作品は返却しません。
- (6) 応募者の個人情報、許可なく第三者に開示・提供はしません。ただし、採用者の氏名はホームページ等において公表します。
- (7) 応募作品の送付または送信中の事故や障害等により、串間市に応募作品が届かない場合や作品、データが破損する等のいかなる問題が発生した場合においても、串間市では一切の責任を負いません。
- (8) 串間市が選考結果を発表するまで、提出したデザイン案を他社に公表しないでください。
- (9) 他のコンクール等への同一作品での重複応募は認められません。
- (10) 作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償を提起された場合、応募

者自らの責任と費用で解決してください。串間市は一切の責任を負いかねます。なお、作品に関して、串間市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

(11) 応募作品の元データや写しは、応募後も採用作品の発表まで保存しておいてください。

(12) 採用作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます）、商標権（商標出願をする権利を含みます）、商品化権、使用权、その他の知的財産権及びそれらの出願をする権利、所有権等に関するすべての権利は串間市に帰属するものとし、応募者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。なお、採用作品に関する権利については、応募者から別途確認書をご提出いただく場合があります。

(13) 応募をもって募集要項に同意したものとみなします。

※SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。串間市は、ゼロカーボンシティ宣言、長期総合計画へSDGsの理念を組み込むなど、SDGsを推進しています。

【参考】

○といくん、みさきちゃんのイメージ画像



○串間市 SDGs ロゴマーク（灯台、ソテツ）のイメージ画像



○ロゴマークのイメージ画像（画像は60周年記念時のもの）

